



消費者教育推進大使
コアラのハッピー

くらしのほっと通信

- P.2 解約・通信販売
- P.3 若者がターゲット
- P.4 きっかけはSNS

これだけは
知っておこう

「18歳成人」に向けて 契約の基本



◆私たちは実は契約をしている!?

コンビニでお菓子を買う

電車に乗る

美容院で髪をカットする

スマホで電話をする

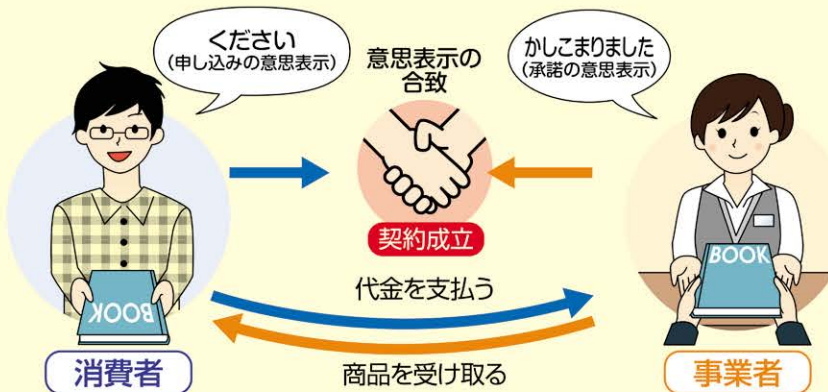
オンラインゲームで課金する

塾に通う

すべて
契約です

私たちの生活はモノを買ったり、サービスを受けることで支えられています。
これらはすべて消費者として「商品やサービスの提供を受ける」かわりに「代金を支払う」という契約です。
社会人や大学生になると、今までよりずっと契約の機会が増え、内容も複雑になってきます。

◆契約の成立って?



契約は
申し込みと承諾という
お互いの意思表示の
合致で成立します

契約が成立すると代金を支払う義務と、商品を受け取る権利が発生します。勝手に契約を解除したり、内容を変更したりすることはできません。



契約書に
サインしてないけど?

契約は口約束だけでも成立します

高額な商品を購入する場合などは、後で言った言わないのトラブルを避けるために、契約の内容を书面(契約書)に残しておきましょう。

◆成年年齢引き下げ(20歳→18歳)で何が変わる?

民法の改正により2022年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。(※)
成年年齢が引き下げられると、18歳・19歳も成人となり、親権者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約を結ぶことができるようになります。同時に未成年者取消ができなくなります。

成年年齢が
18歳になると、
何が変わるのかな?



未成年者は、「スマホを契約する」「クレジットカードを作る」「アパートを借りる」などの契約は、一人ではできませんが、成人になるとできます。



消費生活相談員

成人になったとたんに近づいてくる悪質業者がいます。トラブルにあわないように、契約のルールを知っておくことが大切です。

(※) 飲酒や喫煙のほか、競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券購入などに関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。

いったん契約したら、自分の都合だけで解約はできない!

契約とは「**法的責任を伴う約束**(※)」です。購入した商品自体に問題があったり、契約通りのサービス(役務)が受けられないなどの理由がなければ、通常、一方的に解約はできません。



(※)守らないとキャンセル料や損害賠償を求められることもある約束



気をつけることは?

買う時に

返品・交換に応じてもらえるかどうかは、店選びのひとつの目安。購入時に確認しておけば安心です。

買ってから

商品を返品したい場合には、すぐに店へ返品できるかどうか聞いてみましょう。

当事者間で合意ができたときには解約できます。

クーリング・オフは特別な制度

訪問販売や電話勧誘などで契約したけれど、よく考えたらやめたい。そういう時には、クーリング・オフができます。うその説明をされたり、断っているのに、しつこく勧誘された時などは、契約を取り消せる場合もあります。

クーリング・オフ (Cooling-off = 頭を冷やす)

訪問販売などで**不意に勧誘され、冷静に判断できないまま契約してしまった場合**、頭を冷やして考え直し、一定期間内に通知を出せば、**無条件で契約を解除できる制度**。

勧誘方法に問題があれば、クーリング・オフ期間が延長されたり、契約を取り消しできる場合もあります。(3千円未満の現金取引などクーリング・オフできない契約もあります。詳しくは当センターウェブサイトで確認してください)

通信販売にクーリング・オフはない!

事例

お試しのつもりが定期購入だった

SNSで「お試し初回限定500円」という広告を見て、美容液を注文した。1回だけのはずが、2回目の商品が届き、2回目以降は一箱4000円で最低4回購入が条件とわかった。お試しのみでやめたい。



中には悪質なサイトも

「代金を払ったのに商品が届かない」「偽物が届いた」「別の商品が届いた」などのトラブル…店の住所や、電話番号の記載がなく、交渉できない場合もあります。

未然に防ぐためには、サイトの規約も確認して、購入画面やメールのやり取りなどを保存しておきましょう。



クーリング・オフできないの?

通信販売にクーリング・オフはありません。返品できるかどうかは、各々の販売会社が定める返品特約(返品条件)の内容によります。(ただし、返品特約の表示がない場合は、商品受取日から8日間は消費者が送料を負担して返品できます。)

注文前には必ず、定期購入の記載の有無や、返品に関する契約条件などの表示をしっかり確認しましょう。

若者がターゲット。簡単に誘いに乗らないで!

会ったばかりの人についていかないで

キャッチセールス

アンケートに答えて!
無料体験チケットを
プレゼントしますよ



店で無料エステを
受けることに

オススメの
コースが
ありますよ



エステを受けながら
説明を聞くことになり、
高額な美顔エステと
化粧品を契約した



特定継続的役務提供 (とくていけいそくてきえきむていきょう)

契約したエステサービスが特定継続的役務提供にあたる場合は、クーリング・オフと中途解約の制度があります。(いずれも解約の理由は不要)

特定継続的役務提供とは、契約期間が2カ月(エステ、美容医療は1カ月)を超え、契約金額が5万円を超える下記のサービスが対象

- エステティック
- 美容医療
- 語学教室
- パソコン教室
- 家庭教師
- 学習塾
- 結婚相手紹介サービス

中途解約をする場合、**解約手数料+既に受けたサービスの代金**を支払う必要があります。

契約をやめたい時は?

キャッチセールスとアポイントメントセールスは、特定商取引法の訪問販売にあたるため、万が一、契約してしまった場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。

SNSで知り合った人にはご用心

アポイントメントセールス

SNSで
知り合った人



カフェで話を聞いた後、
セミナー会場に連れて
いかれた

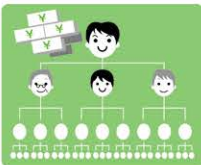


受講コースの
説明を受け、
30万円で
契約をした

「簡単にもうかる」うまい話には要注意

マルチ商法(連鎖販売取引)

いいバイトがあるよ!
会員になって健康食品を売るんだ。
人を紹介すると、手数料(マージン)も入るしね



健康食品
35万円分を
ローンで購入



何人が誘ったが、
買ってもらえず、
ローンの支払いだけが
続いている



中途解約できるの?

契約書または商品を受け取った日から20日間はクーリング・オフができます。その後は中途解約ができます。

よくわからない契約はしない

契約前に確認

- 今、必要な商品やサービスか
- 商品やサービスの内容を理解できているか
- 代金は無理なく払える金額か
- 解約の条件 など

いらないものは
はっきり断る!



契約した業者が
倒産した場合、払っ
たお金を取り戻す
のは困難です。

長期のサービス
契約はリスクも考
える必要があります。

